

独立行政法人国立病院機構年度計画（平成26年度）

平成26年度の業務運営について、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第31条第1項の規定に基づき、独立行政法人国立病院機構の年度計画を次のとおり定める。

平成26年3月31日

独立行政法人国立病院機構
理事長 桐野高明

第1 国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 診療事業

（1）医療の提供

① 患者の目線に立った医療の提供

患者満足度調査を実施し、自院の課題を検討するとともに、多様な診療時間の設定や待ち時間対策など必要なサービスの改善を行う。

患者・家族が医療内容を理解し治療の選択に主体的に関わることができるように相談しやすい環境や体制を充実させるとともに、患者への説明時に医師以外の職種が同席するなど複数職種が協働して患者・家族の目線に立ったきめ細やかな支援を行う。

疾病に関する情報を提供する環境整備を進めるとともに、患者や家族向けの勉強会を開催するなど患者・家族の健康・疾病に対する理解を促す取組を推進する。

② 安心・安全な医療の提供

安心・安全な医療を提供するため、全病院で医療事故報告の徹底を図るとともに、報告された事例を活用し医療事故の発生原因や再発防止対策の情報共有により医療安全対策の一層の充実を図る。

病院間における医療安全相互チェック体制の拡充等を通じ、医療安全対策の標準化を推進する。

院内感染対策に関する研修の実施や病院間相互での感染防止対策に係る評価等の取組を通じ、院内感染対策の標準化に取り組む。

医療安全の観点から、使用医薬品の標準化・適正使用を引き続き推進する。

これら取組の成果を医療安全白書の公表など情報発信に努める。

③ 質の高い医療の提供

多職種連携・協働を推進するための研修を実施し、チーム医療を推進していくとともに、クリティカルパスの活用を推進し実施促進を図る。

臨床評価指標を活用したPDCAサイクルによる継続的な医療の質の改善を促進する「医療の質向上委員会（クオリティマネジメント委員会）」を全病院で設置して活動していくため、複数のモデル病院で同委員会を先行稼働し、本部とともに指標のモニタリング、課題となる指標の抽出、問題点の分析、解決のための取組の検討等を展開し、指標の目標値達成を目指す仕組みを構築する。

④ 療養環境の改善

個々の病院の経営分析に基づき、地域のニーズに対応した効果的な経営改善策を実施するとともに、法人の資金を必要な投資に効率的に配分する仕組みを構築した上で、医療の高度化への対応や患者のQOLの向上、病院機能の効率化の向上を図るため、施設・設備の更新整備を速やかに計画的に進め、クリーンで快適な療養環境を実現する。

(2) 国の医療政策への貢献

① 国の危機管理に際して求められる医療の提供

災害発生時など国の危機管理に際しての機能を充実・強化し、必要な医療を確実に提供する。特に新型インフルエンザについては、「新型インフルエンザ等対策に関する業務計画」に基づき、必要な対応を進める。

厚生労働省のDMAT体制において、訓練・研修の実施を通じて、中心的な役割を果たす。

防災業務計画に基づき、初動医療班や医療班の派遣体制及び災害拠点病院等における医療救護体制の充実を図るとともに、必要な研修を実施する。

② セーフティネット分野の医療の確実な提供

重症心身障害、筋ジストロフィーをはじめとする神経・筋疾患、結核、精神科医療など他の設置主体では必ずしも実施されないおそれのある医療について、着実に実施する。

特に、以下については、積極的な取組を進める。

- ・ 障害者総合支援法に基づく療養介護サービスの更なる充実
- ・ 医療依存度の高い重症心身障害児（者）や強度行動障害児（者）等、他の医療機関では受入れの難しい障害者の受入れ
- ・ 神経・筋難病に係る医療提供及び相談支援の拠点としての機能の向上
- ・ 精神科疾患患者の地域生活への移行促進
- ・ 難治性精神疾患、児童・思春期精神疾患、老年期精神障害等への対応
- ・ 心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者に対する医療水準の向上に貢献
- ・ 多剤耐性結核や複雑な管理を要する結核への対応

③ 重点課題に対応するモデル事業等の実施

国の医療分野における重点課題に対応するモデル事業等を積極的に実施する。

④ エイズへの取組推進

ブロック拠点病院においては、被害者の原状回復に向けた医療の取組を着実に実施し、全科対応による総合的な診療、治験等の臨床研究、医療従事者の人材育成と研修会等の実施など必要な取組を進める。

(3) 地域医療への一層の貢献

① 医療計画等で求められる機能の発揮

都道府県が策定する医療計画等を踏まえ、5疾病・5事業及び在宅医療を中心に、地域の診療所や他の病院と連携し、地域医療に貢献する。

地域連携クリティカルパスの推進、紹介率・逆紹介率の向上、各都道府県の医療連携体制の構築に向けた協議会等への積極的参加などに努める。

小児救急を含む救急医療について、各病院の診療機能を踏まえ、引き続き充実を図る。

② 在宅医療との連携など地域包括ケアシステムへの貢献

地域連携を進めつつ各病院の診療機能や地域のニーズに応じて、重症心身障害児(者)、筋ジストロフィー、神経難病等の在宅療養患者の支援のための一時的入院や通所支援等に取り組むとともに、在宅療養患者の急性増悪時に対応する体制を充実させること等によって在宅療養支援を行う。

在宅療養患者やその家族に対する相談支援、在宅医療に関わる様々な主体が連携を進めていくに当たっての支援機能、地域の医療従事者等の人材育成など、地域における在宅医療提供体制の充実に貢献する。

2 臨床研究事業

(1) 診療情報の収集・分析と情報発信機能の強化

病院ネットワークを最大限活用し、診療情報データベースにより、各病院からのレセプト、DPC調査データの収集・分析を行い、医療機能評価等に係る情報発信を更に推進する。

電子カルテ情報の収集・分析について、具体的な検討を進める。

平成26年度においても臨床評価指標等の作成・公表及び臨床疫学研究を推進する。

(2) 大規模臨床研究の推進

病院ネットワークを活用したEBM推進のための大規模臨床研究については、採択した課題の研究においては、得られた成果を学会・論文などで発表し、医療の質の向上に資するとともに、国立病院機構のホームページで公開することで、広く情

報発信し、臨床への還元を目指す。

平成22年度以降に採択した課題の研究で継続しているものについては、本部が主導となり、着実に推進・運営する。

平成26年度においても介入研究を含め採択し、EBM推進のための大規模臨床研究の質の向上を図る。

国際水準の臨床研究を推進するため、名古屋医療センターを中心に臨床研究シーズを幅広く汲み上げる体制整備を推進するとともに、研究実施に向けた支援に取り組む。

研究成果を国内外に広く情報発信するため、英語論文掲載数の増加を目指す。

(3) 迅速で質の高い治験の推進

迅速で質の高い治験を実施するため、本部により、治験実施病院の実態を詳細に把握し、必要な病院に対しては指導・支援を実施するとともに、国際共同治験への参加や医師主導治験を実施するための体制の整備を進める。

CRB（中央治験審査委員会）における審査を円滑に実施し、CRBに係る契約事務等の業務を本部の治験管理室（治験ネットワーク事務局）へ集約化する。

治験ポイント制の見直し等を進め、治験コストの適正化への対応を行う。

治験の進捗状況を随時把握するシステムを活用して本部により各病院の進捗管理を行い、治験実施期間の短縮及び症例集積性の向上を図る。

(4) 先進医療技術の臨床導入の推進

独立行政法人理化学研究所との「包括的な連携・協力の推進に関する基本協定」に基づく「肺がんを対象としたNK T細胞治療に向けた臨床研究プロジェクト（理化学研究所、千葉大医学部、国立病院機構の三者による共同研究）」を推進し、症例登録を進めるとともに、先進医療Bの承認を目指す。

(5) 臨床研究や治験に従事する人材の育成

CRC、臨床研究を実施する医師等を対象とした研修を実施し、臨床研究や治験に精通する医療従事者を育成する。

国立病院機構職員が筆頭著者の英語原著論文を対象に表彰制度を創設し、高いモチベーションを維持しながら臨床研究に取り組める環境を整える。

3 教育研修事業

(1) 質の高い医療従事者の育成・確保

① 質の高い医師の育成・キャリア形成支援

国立病院機構のネットワークを活用した臨床研修プログラムに基づき、質の高い研修を実施する。

臨床研修終了後の医師が各病院において実施する専門分野の研修である専修医制度に関し、研修コースや研修プログラムの更なる充実を図る。

また、初期研修医・専修医を対象としたキャリア支援のための情報発信を行うことにより、キャリア形成を支援する。

機構病院の若手医師が、自身のスキルアップや専門医の取得を目指して所属病院とは異なる他の機構病院でより専門的な分野について修練できる制度（NHOフェロウシップ）を推進する等により、キャリア形成を支援する。

大学病院や地域の協力病院等との連携により、総合診療を含め各診療領域における専門医の育成について取組を進める。

② 質の高い看護師等の育成・キャリア支援

各養成所は、外部有識者を含む第三者によるカリキュラム評価を実施し、教育内容の充実を図る。国家試験で全国平均を超える合格率を目指す。全ての養成所で地域に開かれた公開講座を実施する。

講師派遣や実習環境の提供など学生教育に係る協力を通じて看護大学・大学院との連携を進める。

診療看護師（JNP）を育成するため、東京医療保健大学大学院看護学研究科が行う看護教育に対し、国立病院機構として講師派遣など積極的な協力を行う。診療看護師（JNP）の活動状況を把握し、卒後教育プログラムの検討を進める。

基盤的な看護実践能力の育成がその後のキャリア形成につながるよう、看護職員能力開発プログラム（ACTyナース）の充実に向けた検討を行う。

各病院に必要な応じ教育担当師長等を配置し、新人看護師等へのきめ細やかな看護教育研修を推進することにより、良質な看護師の育成と離職防止に努める。

③ 質の高いメディカルスタッフ等の育成・キャリア支援

チーム医療に貢献できる高度な専門性をもったメディカルスタッフ等を育成するため、職種横断的な研修を実施するとともに、キャリア支援に取り組む。

（2）地域医療に貢献する研修事業の実施

地域の医療従事者や患者・家族、地域住民を対象とした研究会・公開講座等を積極的に開催し、開催件数について増加を目指す。

第2 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 効率的な業務運営体制

（1）本部による病院支援・指導機能の強化

本部組織は、法人の管理業務及び病院業務の支援・指導業務を実施する。

効果的・効率的な病院業務の支援・指導の実施の観点から、本部組織体制を見直す。

I Tや経営情報分析に係る本部組織体制を強化する。

本部の経営情報分析部門と病院の事務部門との連携を強化し、病院経営研修の実

施と併せて経営分析手法の共有化を進める。

(2) 内部統制や外部監査等の充実

内部統制の充実・強化を図るため、本部に専任職員を集約し、内部監査部門を拡充・強化する。

引き続き、会計監査人による会計監査を全病院に対して実施するとともに、内部監査や監事と連携した抜き打ち監査を実施する。

コンプライアンスの徹底について、現職員のほか、新規採用者や委託業務に従事する職員・取引業者等に対しても周知を図るとともに、各病院において法令遵守状況の確認を行う体制の確立に努める。

引き続き、先行事例の把握や情報提供を通じて、日本医療機能評価機構等への受審に努め、病院業務の改善に取り組む。

(3) 職員の業績評価等の適切な実施

業績評価制度について、各病院の運用状況の確認や研修等を通じて、適切な運用を継続するとともに、昇任等への活用に係る人事制度の円滑な実施に向けた取組を進める。

2 効率的な経営の推進と投資の促進

(1) 地域のニーズに対応した効率的な経営の推進

財務データや診療データを活用し、個別病院に係る経営環境や経営上の課題を析出する経営分析を行い、地域のニーズに対応した効率的な経営を推進する。

経営分析及び経営改善手法等の経営能力並びに医事業務や診療報酬請求の能力の向上を目的とした研修を実施する。

QC活動奨励表彰を通じて、サービスの質の向上や経営改善に関する職員の自主的取組を奨励し、より効率的な業務運営に向けた職員の改善意欲の向上を図る。

(2) 投資の促進と効率化

法人の資金を必要な投資に効率的に配分する仕組みを構築するとともに、キャッシュフローに着目した財務分析に基づき、個別病院の資金力に応じて建物・医療機器・IT整備を一体的に捉えた投資基準を設定し、必要な整備を行う。

建築単価の動向に的確に対応するとともに、ストックマネジメントによるコスト合理化や外来部門に係る標準仕様の作成を進め、整備に活用することにより投資の効率化を図る。

(3) 調達の効率化

医薬品購買情報の分析・活用により、使用医薬品の標準化に取り組むとともに、引き続き国立高度専門医療研究センター及び労働者健康福祉機構との連携による医薬品の共同購入を実施する。

検査試薬についても、引き続き国立高度専門医療研究センターとの共同購入を実施する。

医療機器については、共同購入の対象とする医療機器の機種拡大等に取り組むとともに、価格情報の共有化による医療機器購入価格の標準化を図る。

調達品目の特性に応じたコストパフォーマンスの高い調達方式を実施できるよう検討する。

後発医薬品の採用を促進するために、採用状況等を把握し、後発医薬品リストの情報共有を行うなど、後発医薬品の数量シェアの増加を目指す。

(4) 収入の確保

医療未収金について、債権管理マニュアルの改訂や債権管理のIT化の検討を進め、業務の標準化と効率化を図る。

(5) 人件費

各病院の提供する医療サービスの内容や経営状況を踏まえた適正な人員配置に努める。業務委託についても委託内容の病院間比較といった調査・分析や委託契約額等の情報共有に取り組むなど、コスト低減化に十分配慮した有効活用を図る。

こうした取組により、人件費率と委託費率との合計が、業務の量と質に応じた病院運営に適正な水準となることを目指す。

給与水準は、国家公務員の給与、民間企業の従業員の給与、法人の業務の実績及び職員の職務の特性等を考慮し、国民の理解が十分得られるよう必要な説明ができるものとする。

(6) 保有資産の有効活用

保有資産について、病院機能との連携を考慮した貸付、売却等を図るなど、有効活用に努める。

(7) IT化の推進

診療事業や臨床研究事業等におけるIT化の推進を図る観点から、適切なIT投資を実現するための投資基準の検討を行うとともに、国立病院機構における診療情報の本部への収集・データベース化の最適な在り方の検討を行う。

第3 予算、収支計画及び資金計画

1 経営の改善

平成26年度の予定損益計算において、経常収支率を102%とする。

機構病院リスタートプランは平成26年度が最終年度となるため、対象病院については目標の達成に向けて病院と本部とが緊密に連携し、地域の医療連携の強化や診療・組織体制の見直しなどを含めた経営改善に引き続き取り組む。

- 1 予 算 別紙 1
- 2 収支計画 別紙 2
- 3 資金計画 別紙 3

2 医療機器・建物整備に関する計画

患者の療養環境の改善や医療の高度化に対応するため、老朽棟の建替や医療機器・IT基盤の整備を計画的に進める。

3 長期債務の償還

平成26年度の償還を約定どおり行う。

第4 短期借入金の限度額

- 1 限度額 55,000百万円
- 2 想定される理由
 - ① 運営費交付金の受入遅延等による資金不足への対応
 - ② 業績手当（ボーナス）の支給等、資金繰り資金の出費への対応
 - ③ 予定外の退職者の発生に伴う退職手当の支給等、偶発的な出費増への対応

第5 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画

「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成22年12月7日閣議決定）に基づき、国庫納付に向けた所要の措置を進める。

第6 第5に規定する財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときはその計画

なし

第7 剰余金の使途

決算で生じた剰余は、将来の投資（病院建物の整備・修繕、医療機器等の購入等）及び借入金の償還に充てる。

第8 その他主務省令で定める業務運営に関する事項

1 人事に関する計画

良質な医療を効率的に提供していくため、医師、看護師等の医療従事者数について、医療を取り巻く状況の変化に応じて柔軟に対応する。特に、医師・看護師不足に対する確保対策を引き続き推進するとともに、離職防止や復職支援の対策を講じる。

有為な人材の育成や能力の開発を行うための研修を実施するとともに、障害者雇用の取組も推進する。

技能職については、離職後の不補充により純減を図る。

「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成25年12月24日閣議決定）に基づく非公務員化に伴って所要の措置を講じる。

2 広報に関する事項

国立病院機構及び各病院の使命や果たしている役割・業務等について、広く国民の理解が得られるよう、積極的な広報・情報発信に努める。

平成 2 6 年度予算

(単位：百万円)

区 別	金 額
収入	
運営費交付金	<u>19,788</u>
長期借入金等	<u>38,600</u>
業務収入	<u>913,748</u>
その他収入	<u>62,800</u>
計	<u>1,034,935</u>
支出	
業務経費	<u>849,461</u>
診療業務経費	771,316
教育研修業務経費	6,622
臨床研究業務経費	11,578
その他の経費	59,945
施設整備費	<u>128,954</u>
借入金償還	<u>38,432</u>
支払利息	<u>7,492</u>
その他支出	<u>8,255</u>
計	<u>1,032,593</u>

(注) 計数は原則としてそれぞれ四捨五入によっているので、端数において合計とは一致しないものがある。

平成 26 年度収支計画

(単位：百万円)

区 別	金 額
収益の部	<u>939,343</u>
診療業務収益	<u>905,397</u>
医業収益	898,561
運営費交付金収益	426
その他診療業務収益	6,410
教育研修業務収益	<u>5,044</u>
看護師等養成所収益	4,275
研修収益	105
運営費交付金収益	646
その他教育研修業務収益	18
臨床研究業務収益	<u>9,542</u>
研究収益	5,926
運営費交付金収益	3,269
その他臨床研究業務収益	347
その他経常収益	<u>19,357</u>
財務収益	136
運営費交付金収益	16,068
その他	3,153
臨時利益	<u>4</u>
費用の部	<u>926,394</u>
診療業務費	<u>858,580</u>
人件費	453,099
材料費	220,443
諸経費	117,114
減価償却費	67,924
教育研修業務費	<u>7,163</u>
人件費	4,771
諸経費	2,132
減価償却費	260
臨床研究業務費	<u>12,614</u>
人件費	6,677
諸経費	5,106
減価償却費	831
一般管理費	<u>29,593</u>
人件費	28,995
諸経費	501
減価償却費	97
その他経常費用	<u>9,901</u>
財務費用	7,391
その他	2,511
臨時損失	<u>8,542</u>
純利益	<u>12,949</u>
目的積立金取崩額	<u>0</u>
総利益	<u>12,949</u>

(注) 計数は原則としてそれぞれ四捨五入によっているの、端数において合計とは一致しないものがある。

平成 26 年度資金計画

(単位：百万円)

区 別	金 額
資金収入	<u>1,045,658</u>
業務活動による収入	<u>933,535</u>
診療業務による収入	899,785
教育研修業務による収入	5,049
臨床研究業務による収入	9,338
その他の収入	19,364
投資活動による収入	<u>62,800</u>
財務活動による収入	<u>38,600</u>
債券発行による収入	5,000
長期借入による収入	33,600
前期中期目標の期間よりの繰越金	<u>10,723</u>
資金支出	<u>1,045,658</u>
業務活動による支出	<u>856,952</u>
診療業務による支出	771,316
教育研修業務による支出	6,622
臨床研究業務による支出	11,578
その他の支出	67,437
投資活動による支出	<u>129,558</u>
有形固定資産の取得による支出	122,954
その他の支出	6,604
財務活動による支出	<u>46,083</u>
長期借入金の返済による支出	38,432
その他の支出	7,651
次期中期目標の期間への繰越金	<u>13,065</u>

(注) 計数は原則としてそれぞれ四捨五入によっているため、端数において合計とは一致しないものがある。